

3 意見書 - 憲法論

平成八年（オ）第六二九号損害賠償請求上告事件

意 見 書

知的障害者の「裁判を受ける権利」とその実質的保障のための言語介助について

一九九八（平成一〇）年一〇月二六日

南山大学法学部教授

法学博士 小林 武

最高裁判所第三小法廷 御中

目 次

はじめに～本意見書の範囲

一 障害者の裁判への権利の保障

- （一） 「裁判を受ける権利」の意義と法的性格
- （二） 「裁判を受ける権利」の実効的確保の要請
- （三） 平等原則および国際法規との関連
 - 1 平等原則
 - 2 条約など国際法規

二 障害者の裁判における言語介助の必要

- （一） 「通訳」の意義
- （二） 知的障害者の裁判における通訳の特性

むすびにかえて～原審判決は破棄を免れない

はじめに～本意見書の範囲

本意見書は、御庁に係属中の、平成八年（オ）第六二九号損害賠償請求上告事件にかんして、上告人側の依頼にもとづき、憲法上の権利としての「裁判を受ける権利」、および、同権利を本件上告人のような知的障害者に実効的に確保するためには不可欠な言語介助（通訳）をめぐる争点につき、一憲法研究者としての見解を述べるものである。

本件では、第一審名古屋地裁判決が整理しているとおり、その「中心争点」は、上告人の右眼結膜下出血が被上告人補助参加人の体罰によるものかどうかの事実問題であるところ、それを裏付ける証拠として上告人が提出している上告人本人からの録取書の信頼性の存否判断が、本件の「攻撃防御の争点」を形作っている。いいかえるなら、知的障害児の供述の信頼性、信用性をいかに評価するかの問題であり、主としてこの点での相違が、第一審判決と原審判決のそれぞれの判断を分かつものとなっているといえる。すなわち、次のごとくである。

第一審（名古屋地方裁判所平成五年六月二一日判決）は、「原告は、時間的な前後関係や因果関係といった抽象的な思考に制約があり、抽象的な質問にはうまく答えることが困難で当該問答だけみると的外れであったり、あるいは本件における乙山〔被告補助参加人〕による体罰を否定するような回答であったりするが、質問が具体的な事実を問うものであれば、的確に回答しており、特に、乙山から言われた言葉（「ちんちんはやってない。目だけだわ。」）や自己の印象に強く残ったとみられる事実の表現（「ギューッ」）については、全体に抑揚の乏しい話し方の中で際立った抑揚や強調がなされており、このような的確な回答部分は甲七、甲九を通じて一貫している。」「学習の可能性（乙山による原告に対する体罰という体験をしない架空の事実を、太郎・花子〔原告の父・母〕らによって、あたかも真実体験した事実であるかのように教え込むこと）については、小野意見も石川意見も一致して否定しているし、原告は自己の体験した事実と他人から言われた言葉とを区別していること……等からすれば、原告が乙山による体罰という架空の話をあたかも事実であるかのように学習させられたと認めることはできない。」それらのことからすれば、「甲七、甲九の反訳の元となった録音テープにおける原告の供述は信頼することのできる記憶に基づいており、その内容は原告自身の体験に基づくものであると判断することができる」、として、原告供述の信用性を肯定する見地に立った。

これに対して、第二審＝原審（名古屋高等裁判所平成七年十一月二七日判決）は、「好彦による被控訴人の伝聞供述について〔は、〕……具体性に欠けるのみならず、しかも、それが伝聞であることをも考慮すると、右供述のみでは、本件体罰の証拠として十分であるとは到底いえない。」「花子による被控訴人の伝聞供述について〔は、〕……右供述及び本件受傷の原因を知った後の花子の行動には、なお、疑問の点が残るものといわなければならない。」本人の「３・３供述〔平成元年三月三日〕について〔は、〕……側にいる節が、ある時は〇〇〔被控訴人訴訟代理人弁護士〕に代わり被控訴人の答えを促したり、またある時は、被控訴人に代わり答えるなどしたものであり、……節と被控訴人がむしろ一体となって述べている傾向のあるものであって、……その供述は、断片的である上、被控訴人が自ら述べるというよりは、花子に促されて、その意に沿うかのように

（さらには……おおむがえしに）述べているものであって、これだけでは、本件体罰の事実を認めるのに十分であるとはいえない」、とする。

さらにつづけて、同じく本人の「４・３供述〔平成元年四月三日〕について〔は、〕……断片的ながらこれをつなぎ合わせると、補助参加人に、本件学校の三階に連れて行かれ、陰部を手で押さえられ、次いで、右眼を手指で痛くなるまで強く押さえられた後、職員室へ連れていかれたとの趣旨の供述をしていると一応いうことができる。しかしながら、……右供述は、客観的状況との整合性の点でも疑問を残すものであって、それだけではただちには、採用できないものといわなければならない。４・３供述は、本件体罰後七か月経過後の供述であるが、３・３供述と比較すると、時期の遅い４・３供述の方が花子の援助を受けずに答えられる場面が増えており、また、学校側の質問に対する回答よりも〇〇弁護士に対する回答の方が明確であることが際立っており、学習をした結果ではないかとの疑問が残る上、４・３供述においても、花子の援助を得て、本件体罰に関する供述を始めることができたことと、被控訴人が答えに詰まると側に居る花子の援助を求める傾向は顕著であることからすると、４・３供述も花子の影響下でなされたものであることは明らかであり、それでは、その供述のどこまでがその当時の被控訴人の記憶に基づくものか判然としないといわなければならない。……なお、〔小野意見等の〕各証拠のみを根拠として、被控訴人供述に信用性があるとはできない」、として、その信用性を否定したのである。

私は、原審の、右に引用した判断は正しくない考える。もとより、私のこの結論は、知的障害児の言動の特性についての児童精神医学的ないし言語学的等の専門的知見にもとづくものではない。そうではなく、裁判所が知的障害児の供述の信用性の存否といった争点について判断する際には基本に置いているはずの、憲法上の「裁判を受ける権利」観、そしてこの権利の実効性確保の要請についての理解、とりわけ障害児の裁判には重要な「通訳」に対する観方、などを問題にして、その水準で、原審判断の当否を、以下のごとくに検討して得た結論なのである。

それを明らかにするに、まず、裁判における知的障害児の供述の信用性評価というこのテーマに含まれる憲法論上の中心論点である三二条の「裁判を受ける権利」の実質的保障の要請をいかに考えるかを論じ、また、それが一四条の平等原則や条約等の国際法規といかなる関係をもつかの論点を取りあげたい。その上で、「裁判を受ける権利」の実質的保障の要請から必然的に派生するところの、障害者の裁判における通訳の不可欠性・有用性について言及する。障害児・者論、また通訳論などを展開する営為が私の専攻する憲法学の担いうるものでないことはいうまでもないが、ただ、私は、短期間ながら聴覚障害児教育に携わった経験をもつ（一九六七年四月より一九七〇年三月までの間、京都府立聾学校教諭であっ

た)者であり、その経験をふまえて、右の点についても、憲法論と不可分のものとして若干ながら論じることとしたい。

付記するに、本意見書では、「知的障害」という表現を用いているが、これに対応する現行法制の用語は、「精神薄弱」である。この法律用語は、当該障害の実態を正しく表わしておらず、またとりわけ、当該障害をもつ人々にとってはその感情を傷つけるものである等、その問題性がこれまでも指摘されてきたところである。一九八一年の国際障害者年行動計画に関する決議も、障害者を、「通常の人間的なニーズを充たすのに特別の困難を持つ普通の市民」と定義している。これらのことを考慮して、私は、「精神薄弱」なることばには従来より同意できず、「知的障害」の語が適切であると考えてきた(なお、あたかも本意見書執筆中の一九九八年九月九日に、衆議院厚生委員会において、精神薄弱の用語を整理する法案が可決され、これまで右の語を使用していた法律は、「知的障害」に変えられることになった旨、報道されている)。また、本意見書は、障害「児」・障害「者」の双方を用いているが、その区別は、事件当時生徒であった上告人や子どもの問題に限るニュアンスで述べるときには「児」とする、といういどであって、必ずしも厳密ではない。

一 障害者の裁判への権利の保障

(一) 「裁判を受ける権利」の意義と法的性格

憲法三二条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定している。この「裁判を受ける権利」について、本件と深くかかわる論点に絞って、学説上これまで異論なく認められているところの見解を確認しておこう。

まず、この権利の意義ないし内容であるが、すでに、初期の代表的注釈書が、憲法三二条は、「法治国における法の下の平等を確保するために、その法の具体的な適用を担当する独立の司法機関である裁判所のあることを前提にして、すべての人に、裁判所の裁判を受ける権利を認めることによって、個人にその基本的人権の擁護について、平等且つ完全な手段を保障するものである。警察国家時代の君主や政府によって左右される、専断司法、内閣司法を排除し、司法権を独立の保障された裁判所に行わせることとし、人は平等に、法律によって予め組織権限の定められた裁判所の裁判を受ける権利を享有することは、諸国の憲法の宣明するところに属する」(法学協会編『注解日本国憲法・上』〔有斐閣・一九五三年〕五九七頁。ただし、旧字体を新しくする等した。なお、こうした改字は、他の引用箇所についても施している)としていた。こうした理解の基本は、その後

の学説・判例全体が共有しているといえよう。そして、周知のごとく、この権利については、明治憲法も、「法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権」（二四條）として保障しており、当該事件に対して法律上正当な管轄権をもつ裁判所において当該事件を処理する権限のある裁判官による裁判を受ける権利を意味する点では、日本国憲法と異なるものではない。ただし、明治憲法時には、司法の概念が民事・刑事の裁判に限定されていたのが、現行憲法においては、行政事件の裁判、さらに違憲立法審査もまた、右三二條の「裁判」に含まれる。したがって、裁判を受ける権利を「奪はれない」とは、今日の標準的体系書が説くように、「民事事件と行政事件においては、自己の権利または利益が不法に侵害されたとき、裁判所に対して損害の救済を求める権利、すなわち裁判請求権または訴権が保障されること、したがって、裁判所の『裁判の拒絶』は許されないこと〔「司法拒絶の禁止」の原則〕を意味している。また、刑事事件においては、裁判所の裁判によらなければ刑罰を科せられないことが保障されることを言う」（芦部信喜『憲法・新版』（岩波書店・一九九七年）二三二頁）、とされることにも異論はみられない。

ここでは、「受ける」との文言にもかかわらず、当然ながら、市民が民事訴訟・行政訴訟を提起して、国家の裁判権限を発動させることにより、権利・利益の救済をはかるという積極的な裁判請求の権利が含まれていることに改めて目を向けておきたい（なおこの点で、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」一四條一項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定または民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。」と明記して、この趣旨をよく表現している）。従前、障害者の裁判上の権利が問題となったのは、多く刑事事件、つまり文字どおり裁判を「受ける」ケースであるだけに、本件のような民事裁判の請求についても、先に述べたところの、基本的人権を擁護するための「平等且つ完全な手段」が保障されていることを、改めて確認しておくことが必要であると思われるのである。

つぎに、「裁判を受ける権利」は、多くの場合、従来の人権類型論の枠組みを用いつつ、いわゆる国務請求権ないし受益権、あるいは「能動的関係における権利」の一つとして位置づけられている。それは、この権利が、裁判を受けることを「妨げられないという意味では自由権的性質をもつということもできるが、国家に対し裁判を求める権利という請求権としての性質であるところに、その主たる意味をもつ」（佐藤功『ポケット注釈全書・憲法〔新版〕上』（有斐閣・一九八三年）五二六頁）ものであるがゆえである。そして、この、「裁判を受ける権利」の請求権性を根拠にして、憲法三二條は、「貧困などのために事実上裁判を受ける権利を奪われると同じ結果とならないよう、実質的にこの権利を保障する

措置を講ずべきことを含んでいるといえよう」（同右五三一頁）と説かれるのである。

このようにして、「裁判を受ける権利」は、その実質的保障が要請される権利であることを特質とするものであり、またそうであるがゆえに、国民の権利を確保するための権利たる意義をもち、とくに裁判所が違憲審査権を有することによってなおさら、人権保障のための手続上の権利として機能することが期待されているといえる。知的障害者が裁判に臨んだ本件事案の裁定にあたっても、裁判所には、「裁判を受ける権利」のこうした性格についての十分な考慮が求められているものといわなければならない。中心的な問題であるこの権利の実質的保障の手だてについては、次に節を改めて述べよう。

（二） 「裁判を受ける権利」の実効的確保の要請

憲法の人権保障規定がいかなる効力をもつかは、いうまでもなく、人権規定ごとに個別的に明らかにされるべき事柄である。「裁判を受ける権利」の場合、前節で述べたとおり、妨害排除権としての側面とともに、とりわけ請求権たる側面をも有する。裁判を受けることが妨害されないという効果が、憲法規範から直接導かれるものである反面、実質的権利保障のために具体的措置を講ずべしとする請求権にかんしては、今なお、国に対して特定の行為を求めるには請求内容を具体的に定めた法律の制定を必要とする、と説かれることが多い。たしかに、一般に、請求権的権利の中には、権利の内容が不明確で、それ自体を直ちに具体的権利と認めることが困難なものもある。しかし同時に、まずもって、憲法の保障する権利である以上、それについてはできる限り広く、かつ厚く、法的権利性・裁判規範性を認めて、その実効性が確保されるように積極的に解釈することが求められているといえる。加えて、請求権的権利の実現は、社会的・経済的弱者にとってこそ必要で、かつ困難が大きいものであるから、その点で、右権利については、現代憲法の採る社会国家の理念に照らして、社会権保障の角度から考察することが不可欠であるといわなければならない。

「裁判を受ける権利」も、まさにそのような特質をもつ権利である。つとに、代表的一書は次のように指摘している。「裁判を受ける権利を形式的に国民に保障しても、裁判を受けるのに、非常な金がかかる以上は、実際的に見れば、その金を工面できない人間にとっては、裁判を受ける権利は、単なる紙の上の存在にすぎない」（宮沢俊義『憲法・新版』〔有斐閣・一九七一年〕四五〇頁）と。憲法自身、三七条三項が、刑事事件における被告人については自ら依頼することができないときは国で附することを定めて、右の趣旨を具体化している（これを受けたものとして刑事訴訟法三六条）。他方、民事事件については、憲法上の保

障はなく、民事訴訟法（八二条～八六条）が「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」（八二条）に対して、裁判所の審判費用や執行官の手数料・費用の支払いの猶余などを認める、いわゆる訴訟救助の制度を設けているのが主なものである。その他には、弁護士会による法律扶助、法務省設置法における法務省人権擁護局の事務および人権擁護委員会法における人権擁護委員の任務たる貧困者への訴訟援助がある。しかし、これらの現行制度とその運用は、「裁判を受ける権利」の実質化にほど遠いことが指摘されており（参照、樋口陽一ほか『注釈法律学全集2・憲法』〔青林書院・一九九七年〕二三八頁〔浦部法穂執筆〕）、右の民訴法規定の解釈を緩やかにすることを含め、実効性確保のための具体的措置を講ずることが、国に求められているのである。なお、比較憲法的には、たとえば、イタリア共和国憲法二四三条三項のように、「貧困者に対しては、特別の制度により、いずれの裁判所にも出訴し、弁護する手段を保障する。」（訳文は、樋口陽一ほか編『解説世界憲法集・第三版』〔三省堂・一九九四年〕一四九頁〔井口文男訳〕による）と、明文で経済的弱者保護を定めたものもある。

この点にかんして重要な問題提起をしたものに、いわゆる第二次藤木訴訟がある。この訴訟は、生活困窮者が生活保護申請却下処分の取消訴訟（第一次藤木訴訟）を追行するために要した弁護士費用について、これも生活保護の対象となるべきものとして申請したところ却下されたため、その取消を求めたものである。これに対して、第一審判決（東京地判昭和五四年四月一日判時九二三号二三頁）は、訴訟追行は生活を営むための必要不可欠な需要ではなく、その点で医療とは異なる、との理由づけから直ちに、国民が裁判を受けることは憲法二五条にいう健康で文化的な最低限度の生活の内容をなすものではない、として訴えを斥けている。この判決の論理自体にはさしたる意義はないが、法律扶助等、経済的弱者の裁判を受ける権利の実質的保障にかんする憲法上の論議に重要な素材を提供したものと注目された。学説は、この判決が採ったところの、法律扶助を生存権および社会保障の問題から切断する解釈には多く批判的である（右判決に対する判例批評として、たとえば、小川政亮・ジュリスト六九九号一〇頁、山下健次・ジュリスト七一八号六五頁、中村睦男・判例評論二五一号一八頁など）。すなわち、裁判が医療に劣らず生活において占める地位は重要で、憲法二五条の保障に含まれると解することが妥当であり、法律扶助や裁判費用の低額化は、とりわけ生活困窮者にとっては、裁判を受ける権利を実質的に保障するために不可欠である、とするのである（参照、中村・前掲一五八頁以下）。

以上では、「裁判を受ける権利」の実効的確保をめぐる典型的に問題となる経済的弱者を取り上げて論じたが、その理が障害者をはじめとして、日本語のできない外国人を含む「言語的弱者」すべてにあてはまるものであることはいうま

でもない。つまり、「裁判を受ける権利」を実現するについて言語疎通の上でハンディキャップをもつ人々については、これを補い、可及的に対等な攻撃防御をすることができるようにするための措置を講ずることは、国家に向けられた憲法上の要請であるといえる。したがって、聴覚障害者に手話通訳者が附され、視覚障害者については文書の点字訳が施されることは、右の要請に応えた最低限の措置である。また、日本語のできない外国人に対して、憲法三二条の権利を、それが「何人」にも保障される旨表示されているという形式的根拠よりもむしろ、権利の性質上（参照、最大判昭和五三年一〇月四日民集三二巻七号一二二三頁〔マククリーン事件判決〕）外国人も当然に享有することを前提に、法廷通訳人が附されることも、それと同様である。

そこで、知的障害者が裁判の場に立った場合の、攻撃防御の地位確保のためのコミュニケーションの援助措置が問題となるが、これについては、現行法上、全く制度化されていない。このことは、「裁判を受ける権利」の実質的保障の要請に照らすなら、驚きを禁じえない。そして、事情がそうであるならば、本件で上告人の母がしたような通訳の作業は、言語介助の制度化を放置してきた国にとっては、その不作為の責を補ってくれるものとして、尊重され、むしろ歓迎されるべきものであるといわなければなるまい。それにもかかわらず、原審のごとくに、通訳が介在したことの意義を認識できないまま、その介在を本人供述の信用性判断の際の消極要因としてカウントすることは、「裁判を受ける権利」の理解において本末を転倒させたものといわざるをえない。

なお、この知的障害者の通訳の問題についての詳細は、のちに章を改めて（二で）述べることとし、その前に、平等原則とのかかわり、条約等国际法規との関係など、法解釈論上の残された論点を整理しておきたい。

（三）平等原則および国際法規との関連

1 平等原則

裁判所が、障害者の裁判への権利を実効的に確保するための措置ないし配慮を、それが憲法三二条の要請するものであるにもかかわらずしなかった場合、それは当該障害者の憲法上の権利を侵害したことになるが、それは、とりもなおさず、人を障害者であることを理由に不合理に差別したものとして、憲法一四条の平等原則侵害をも惹起する。これを一般化すれば、ある人の憲法上の権利に対する侵害は、正当にも同じ権利を侵害されなかった他の人々との関係において、論理上必然的に、平等処遇の憲法的命令に違背することになるといえるのである。本件についてもその理は妥当するが、ただ、次のことに留意した上でそれを論じたい

と思う。

すなわち、平等原則は、それ自体が独立して機能する場面（女子再婚待機規定、尊属殺重罰、議員定数不均衡などが争われるケースが～これらとて何らかの人権侵害を併有しているが～一応、その例となろう）は別にして、多くがそうであるところの、平等違反と人権侵害とが一体となって問題になる場面では、その扱い方に注意が必要であろう。つまり、平等は、人権とは異なり、常に他者との関係においてのみ問題となる概念（いわゆる関係概念）であって、それ自体で特定された内容をもつものでないことが確認される。その意味で、これを平等「権」と名付けたとしても相対的・関係的な権利であるにとどまる。比喻を用いるなら、原則として、平等は、自らは光を発するものでなく、人権という発光体からの光を受けて自らを輝かせている、と表現することも許されよう。つまり、どの人権が問題となっているかで、平等原則の内容も定まるのである。こうした論理からすれば、本件でも、障害者について「裁判を受ける権利」の実質的保障のための配慮がなされなかったという権利の侵害が、即平等の侵害をもたらしているものであり、それゆえ、論理の問題としては、権利侵害を論ずることからさらに進んで平等の問題を別個に扱う必要はない、ともいえるのである。～以上の論理をおさえた上で、同時に、「自由」と一体のものとして「平等」を掲げて中世の差別的な社会構造の打破をこそ目指した近代革命と、その目標の達成を宣言した近代憲法の歴史からしても、また、人はすべて尊厳をもった存在として等しく処遇されるべきであるとの立憲主義の普遍的要請と、それを受けた日本国憲法の諸規定からも、権利が不平等に取り扱われたときには、その権利の侵害にとどまらず平等原則違反も生ずるととらえて、これを平等の問題としても論ずることが、人権確保のためにより適切かつ有意義と思われる。

そこで、本件の場合、憲法上の論点として三二条と一四条が同時に問題になりうるものであるところ、右に記した人権と平等にかんする私見からすれば、その中心は「裁判を受ける権利」の侵害にあるとした上で、副次的・補充的に平等原則違反を取り上げることになる。それでもなお、障害者が、様々のマイノリティーの中でもとくに深刻な差別を受けてきた範疇の人々であることから、このケースでは平等の問題を論じておく意義は大いにあるように思われる。すなわち、憲法上も、近代憲法の平等原則が何よりも先天的な理由による差別を禁止しようとしたものであること（参照、宮沢俊義〔芦部信喜補訂〕『全訂日本国憲法』〔日本評論社・一九七八年〕二〇六頁）はいうをまたない（なお、ここで障害者には後天的原因による人々が含まれていることを無視しているわけではもとよりない。ただ、その場合も、多く、本人の努力によってはいかんともしがたい宿命をもつ点で、先天的原因による人々と変わるところがないことが重視されるべきであろう）。またとくに現代憲法にあっては、社会国家の理念の下、「機会の平等」に

とどまらず、「条件の平等」、さらには「結果の平等」を重視する実質的平等観が平等原則の基調をなしていることにかんがみれば、障害者の実質的平等処遇の実現が憲法の追求する課題であることは、ほぼ自明というべきである。

ただ、それにもかかわらず、障害者の平等処遇のテーマを平等原則を論ずるにあたって扱ったものは、管見の限りでは、わが国憲法学の代表的な体系書の中に見当たらない（右に、先天的原因による差別を重視するものとして引用した書物も、その例に洩れない。なお、そうした中で、戸波江二『憲法・新版』〔ぎょうせい・一九九八年〕一五二頁以下は、「人権の主体」の章において「障害者の人権」に独立の項を充てている）。しかし、障害者の平等処遇が憲法一四条の要請するところであることは明らかであって、その際、同条の解釈上は、障害者は「社会的身分」に入るものと理解されよう。

すなわち、「社会的身分」とは、自己の意思で左右することのできない固定的な差別観を伴う社会的地位を意味するものといえる。もっとも、これについては、周知のごとく、従来より、広く人が社会において占める継続的な地位をいうとする広義説、人の生まれによって決定され本人の意思をもってしては離れることのできない社会的地位をいうとする狭義説、および、後天的に人が社会において占める継続的な地位であって一定の社会的評価を伴うものとする中間説が対立してきた。これにかんして、最高裁判例は、広義説的理解を採っている（参照、最大判昭和三九年五月二七日民集一八巻四号六七六頁）が、ただ、これは、一四条一項後段の列挙事項に格別の意義を認めない立場に立つことを前提にしたものであることに留意しておきたい。学説の多数が採るところの、後段に積極的意義を認める立場は、狭義説ないし中間説に結びつく。このうち、中間説はなお広きに過ぎ、ないし内容が不明確であるとして、狭義説が主張されることもあるが、生来的原因に限ることは、「信条」によるものの他にも厳然と存在しているところの、後天的原因にもとづく深刻な差別事象をカバーすることができず、また文言上も、「社会的身分」が生来のもののみを指すと解するのはやや苦しく、それらの点を考えると、中間説が基本的に妥当とされよう。ただし、その場合、この説に対して、ひとつに、たんに「社会的評価を伴う」としている漠然とした定義をより絞って、自己の意思で左右することのできない固定的な差別観を伴うものとし、またひとつに、先天的原因にもとづくものであっても、「人種」・「性別」・「門地」の他に、右の固定的差別観を伴うものはここに含まれる、という形で修正を加えた理解が必要であると思われる。このようにして、障害者差別は、部落差別や非嫡出子差別などととも、「社会的身分」による差別に含まれるものとみなされるのである。

そして、この平等保障の射程は、たんに国が積極的な差別措置を行なうことを排除するだけでなく、より進んで、障害者が健常者と同等に権利行使をなしうる

ようにするための条件整備をすることにまで及ぶものである。したがって、障害者の裁判については、その権利を実効的に確保すべく、障害の種類と程度に応じた配慮をすることが、憲法上の要請であるといえる。原審のした判断は、こうした平等にかんする憲法論についても、理解を欠くものといわざるをえないのである。

2 条約など国際法規

裁判にかかわる知的障害者の権利は、また、今日では、条約をはじめとする国際法規によっても保障されている。周知のごとく、人権を国際的に保障しようとする、いわゆる人権の国際化の動きは、時を逐うごとにますます顕著であるが、わが国では、裁判所は、具体的な事案解決にあたって、これを必ずしも十分に視野に入れてこなかったことは否めず、学界もまた同様の傾向を免れていないように思われる。それをもたらしている要因などについての解明は本意見書の課題とするところではないが、日本国憲法の人権保障が行き届いたものであるため、ほとんどの場合、国際的人権保障法規に拠る必要がないという事情も、むしろ積極的要因として指摘することができるかも知れない。ただ、日本国憲法よりも人権を広く認める国際法規も出されており、そうした場合には、それは、わが国における人権保障を拡充する機能を果たすことを看過してはならない。本件についても、日本国憲法（三二条および一四条）が、これまでに述べたとおり、知的障害者の裁判への権利の実質的保障を定めた点で余すところがないが、日本国憲法では解釈をとおして導き出す規範内容を明文で定めている等の国際法規がある場合には、それに注目し、日本国憲法の保障内容をより充実させるものとして、これを採り入れることが必要かつ有益である。

すなわち、とくに、「市民的および政治的権利に関する国際規約」は、一四条で、「すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。……」としており、これは、日本国憲法三二条より、内容がより具体的である。また、二六条では、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と定めているが、ここでは、日本国憲法一四条よりも、実効的確保の観点がより明確である。したがって、右両条いずれについても、日本国憲法の当該条項の内

容を補充するものとして取り上げなければならない。しかも、同規約は、加盟国を拘束する法規範としての効力をもち、締約国に対しそれを実施すべき法的義務を課すものである。ただ、日本国憲法三二条および一四条は、その解釈をとおして同規約一四条および二六条と同等の規範内容を導き出すことのできる受容力をもつものであるから（参照、先に引用した『注解日本国憲法』の二六条にかんする叙述〔五九七頁〕）、実際には、同規約は、日本国憲法の関連条項の解釈指針として扱われることになるであろう。とはいえ、それが加盟国への拘束力をもつものであることを正当に顧慮するなら、裁判所はそれを必要的に解釈の指針として扱うことが義務づけられる、というべきである。

また、「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）は、子どもの人格の尊重と発達の権利の保障、子どもの最善の利益の尊重などを基本的な考え方にした国際人権法であり、わが国も一九九四年、締約国の一員となったので、その誠実な遵守が義務付けられている。それは、本件事案にかかわる条文として、次のものを含んでいる。すなわち、一三条〔表現及び情報の自由〕は、一項で、「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」とする。また、二三条〔障害児の権利〕は、一項で、「締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。」とし、二項で、「締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものと」する、旨定め、三項で、「障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が、教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができる」としている。～これらの規定は、本件事案の審理においても、裁判準則として尊重すべきことが裁判所に義務づけられているといわなければならない。

さらに、障害者の権利保障にかんしては、国連決議の中に重要なものがある。これについては、上告理由書に間然するところがない（第一〇～三参照）ので、要点のみを記しておきたい。ひとつは、「精神薄弱者の権利宣言」（国連総会決議二八五六〔第二六回会期〕一九七一年一月二〇日）であるが、その六項が、「精神薄弱者は、搾取、乱用及び虐待から保護される権利を有する。犯罪行為のために訴追される場合は、精神薄弱者は正当な司法手続に対する権利を有する。ただし、その精神上の責任能力は十分認識されなければならない。」としている。

またひとつは、「障害者の権利宣言」（国連総会決議三四四七〔第三〇回会期〕一九七五年一二月九日）で、一一項が、「障害者は、その人格及び財産の保護のために的確なる法的援助が必要な場合には、その適用される法的手続きは、彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。」と定めている。国連決議が直接の国内法的効力を有しないことはいうまでもないが、右に掲げたものは、日本国憲法三二条、国際自由権規約一四条などの意味内容をより豊富にするものとして訴訟上の意味をもつといえる。したがって、裁判所には、その限度においてであれ、これら国連決議にも留意すべきことが要請されていたのである。

以上のような、裁判所に向けられているところの、関連する条約等国际法規を顧慮すべきことの要請に照らすなら、原審判決は、多大の問題をもつものといわざるをえない。すなわち、原審は、障害をもつ上告人の供述が、言語上、健常者にただちには理解できないものであることをもってその信用性を否定し、それに加えて、通訳の介在を信用性保持にとってむしろ有害なものとみなしたのであるが、それは、「児童の権利条約」が、子どもの表現の自由を、口頭・手書きなど具体的形態まで挙示して保障し、とくに障害をもつ子どもの尊厳の確保を命じていること（一四条、二三条）に違背する。かつ、障害者にかかわる二つの権利宣言が実現に努めているところの、障害者の司法上の権利の保障に逆行するのである。やや敷衍して述べるに、「障害者の権利宣言」によれば、「『障害者』という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する。」（一項）と定義しており、まさに、障害者は、裁判にあたって、言語表現を自分自身では不完全にしかすることができないがゆえに、権利確保のための適切な法的援助（同宣言一一項）が不可欠なのである。また、「精神薄弱者宣言」のいう「正当な司法手続」（六項）も、これと同旨のものと解されよう。そして、両宣言が文言上刑事訴追を念頭に置いた表現を用いている点は、日本国憲法三二条の「裁判を『受ける』権利」の解釈で示したのと同じ理解にもとづいて、民事・行政事件の訴訟を障害者が提起する場合を排除したものではないと解すべきである。とすれば、障害者の訴訟追行にあたって、その攻撃・防御の権利を確保するために言語的介助が附されることは不可欠としなければならない。それゆえ、本来、原審裁判所には、上告人の不完全な表現の中の真意を捉えるべく真摯に耳を傾け、またそれを補う通訳の必要性・有益性を認めた上で、それをとおして真実発見に努力する姿勢が求められたのである。原審の判断には、遺憾ながら、そのような条約等国际法規の要請するところのものへの必要な考慮がなされた跡を見出すことができない。

なお、参考例にとどまるが、外国の憲法典には、裁判上の通訳を依頼する権利を明文で定めたものがある。カナダの一九八二年憲法がそれであり、「司法上の

権利」の章の中に置かれた一四条が、「いかなる訴訟手続きにおいても、その手続きで用いられる言語を理解できずもしくは話すことができず、または聴力に障害のある訴訟当事者または証人は、通訳の補佐を受ける権利を有する。」（訳文は、樋口陽一ほか編『解説世界憲法集・第三版』〔三省堂・一九九四年〕九一頁以下〔中村英訳〕による）と定めている。このような具体的な形で言語的障害者の訴権の実質的保障をはかろうとする規定が憲法のレベルで存在していることに十分留意しておきたいと思う。

二 障害者の裁判における言語介助の必要

（一）「通訳」の意義

障害者の裁判請求の権利を実質的に確保するためには、言語介助としての通訳が、しばしば必要とされる。本件がそうした事案の一つであることはすでに述べてきたところであるが、さらに進んで、本件の知的障害者の裁判における通訳のあり方を具体的に考え、その不可欠性と有用性を明らかにしたいと思う。それに先立ち、「通訳」というものの意義を、ひとつおり確認しておこう。その際、聴覚障害（児）者（以下では、「聾啞者・聾者・聾児」などともいう）にかかわる通訳、とくに手話通訳を主としてとりあげるが、それは、本意見書冒頭に記しておいた私自身の職業的経歴にも関係することにもよるが、それ以上に、手話通訳という営みの中に、障害者のための種々の通訳に共通する特徴がよく示されていて、知的障害者にかかわる通訳の問題を考えるのに適切な素材であると思われるがゆえである。

さて、「通訳」の意味をたずねるとき、代表的辞典からは、「互いに言語が違うために話の通じない人の間に立って、双方のことばを訳して相手方に伝えること」という定義が得られる（新村出編『広辞苑・第四版』〔岩波書店・一九九一年〕）。ただ、そこでは、明らかに、外国語通訳が念頭に置かれている。障害者にかかわる通訳の場合は、障害者の中の、知的能力が十分でない人への言語介助という特別に難しいテーマがあることはもとより、知的能力の点では十全な障害者についても、通訳の作業は一律かつ安易に扱ってよいものではない。聴覚障害者の通訳の問題に即して考えてみよう。

聴覚障害者のコミュニケーションに用いられる手段には、発語（自らの発音によって伝達し、相手の発音を、多く補聴器や人口内耳を用いつつ受領する）・読語（読唇。唇の動きを相手に読んでもらい、また読む）・手話（身振り語の表現様式であり、指文字を含む）・筆談（筆記による方法で、空書を含む）、などがある。そのうち、発語と読語による表現方法は、「口話」と呼ばれるが、健聴者

によってしばしば誤解されるのは、聴覚障害者のコミュニケーションはこの口話と筆談によって事足りるのではないか、という受け止めである。現行の民事・刑事両訴訟法にも、その一端がうかがえる。

すなわち、民訴一五四条（通訳人の立会い等）の一項が、「口頭弁論に關与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞えない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞えない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述させることができる。」と規定し、また、刑訴一七六条が、「耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳させることができる。」とするのがそれである。右両訴訟法の規定する聾啞者についての通訳は手話通訳であると解されるところ、民訴では、筆談が可能なら手話通訳は不要であるとされ、刑訴でも、その旨の明文はないものの、外国語通訳は必要的に附されることを定めた一七五条（「国語に通じない者に陳述させる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。」）との対比をとおして、民訴の右規定と、趣旨において共通していることが判明する。さらに、刑訴では、口話によって意思疎通が可能ならその場合も手話通訳は不要としているものと解釈される余地がある（この点は、立法上の均衡を欠くものと思われる）。しかし、両規定が想定する筆談については、十分な文章力を獲得していることが前提となるが、多くの聴覚障害者、とくに先天性の聴覚障害者は、音声語の修得が困難なために文章力に乏しく、それゆえ筆談によって複雑な内容のコミュニケーションをはかることができない場合が多い。また、発語・読語という口話法も、世間で受け取られるほどに容易なものではないため、修得している人は少なく、修得者でも、その間の差が大きい。また、口話による場合、会話者の双方が強い緊張の下に置かれるので、それによるコミュニケーションの幅は狭い。それにひきかえ、手話は、音声語の獲得が不十分な人でも自らの意思を正しく伝えることができる上、後にも述べるように、緊張を強いられることなく、かつ何より即時に意思伝達をすること～これは、コミュニケーションの「魂」といえよう～を可能にするものであるがゆえに、音声語の出来る聴覚障害者も、広くこれをマスターしている（参照、有益な論稿として、自らも聴覚障害者である山田裕明弁護士による、「公正証書遺言と聴覚障害者差別」法学セミナー五二二号（一九九八年）一四頁以下）。したがって、法が、手話通訳を補完的なものとして位置づけているのは、まずもって実態に即さない措置であるといわざるをえない。

こうして、手話は、本来、聴覚障害者の裁判における不可欠の通訳方法とされるべきものであるが、これにつき、もう少し敷衍しておこう。標準的な説明によれば、手話とは、手（指）・腕を中心とした身体の運動の連続・流動によって一定の意味内容と文脈を表出する身振り語である。すなわち、手話は、いくつかの動作単位を組み合わせで行なう表現様式であるが、その構成は、任意的・場面的

な性格が強く、一定の文脈を手話で表現する場合、表現者により、また場面によって変動する。これは、手話がなお創成期にあることを物語るものでもある（大山信郎ほか編『特殊教育事典』〔第一法規・一九六八年〕一六四頁〔伊東雋祐執筆〕）。この手話を聴覚障害児に修得させて教育を行なう「手話法」は、欧米では一八世紀以来主流を占めてきたが、一九世紀末より後、発語と読語によるべしとする「口話法」が広まって、わが国をも含め、両方式の間の論争が展開され、その中で、手話は、口話主義者の側から、聴覚障害児の音声語獲得にとっての障害物であるとしてたえず排斥の対象にされてきた歴史がある（これにかんする古典的な研究書として、参照、川本宇之介『ろう言語教育新講』〔全国聾学校長会・一九五四年〕）。

すなわち、かつては、口話法に依拠する聾学校では、聾児が音声語を覚えることに難渋するのは、身振りから発生した動物的なことばである手話によって惹起されたものである、とされ、そのため、手話を厳禁し、あまつさえ手話を使う卒業生を排斥する場面まで現出したほどであった、という。しかし、最近の聴覚障害児教育、とくに幼児期の教育にあっては、自然的な身振りや動作的記号活動を手がかりとしてそれを概念化し、音韻体系と結びつけて音声語を獲得させる方法が着実に進行しており、聴覚障害者は、こうした幼児期の組織的な教育によって習得した音声語と、集団の中で自然的に習得した手話との二つの言語を獲得することによって言語的世界を次第に拡大している、とされる。つまり、手話は、音韻体系のような厳密な文法則はないものの、音声語と互換性をもち、むしろ一方を習得することが他方を向上させるという共存関係が、現在では強調されているのである（以上につき、参照、中野善達＝伊東雋祐『手話を学ぼう 短文篇』〔福村出版・一九八六年〕一八頁以下）。もちろん、今日でも、手話は抽象的・専門的な概念の伝達にはなじまない、との指摘はしばしばなされる。しかし、思うに、たとえば裁判において用いられる専門的法律用語の伝達は、音声語によっても容易ではなく、工夫が必要とされる場合が少なからずあるのであって、つまりそれは、音声語か手話かの問題ではないのである。手話に、裁判通訳の手段たることを妨げる本質的要素は見出せない。むしろ、次のメリットが、決定的なものとして指摘されるべきであろう。

それは、手話こそ、とくに裁判の場面において、聴覚障害者に、相手に対し、間髪を入れずに主張と反論を行なうことを可能にするものだ、という点である。当事者の意思を即時に伝達することが確保されてはじめて、対等に攻撃防御を尽くすことができるのである（参照、伊東雋祐『ろうあ者問題とろうあ運動』〔全日本聾啞連盟・一九七二年〕五四頁）。そして、このような、いわば生きた訴訟追行活動が保障されることは、「裁判を受ける権利」の実現にとって不可欠の要件である。とすれば、先に挙げた民事・刑事両訴訟法が採るところの、聴覚障害

者の意思疎通が確保されさえすれば手話通訳は不要であるとする考え方は、聴覚障害者から、生き生きと人間らしく裁判を迫る権利を奪うものといわざるをえないのである（なお、この点に関連する書物として、松本晶行＝石原茂樹＝渡辺修編『聴覚障害者と刑事手続～公正な手話通訳と刑事弁護のために』（ぎょうせい・一九九二年）が公刊されている）。

なお、裁判上の通訳にかんして常に指摘されるものに、通訳の主観性の問題がある。この主観性は、手話通訳も、当然に免れてはいない。先にも述べたように、手話は身振り語の一形態であるところ、身振り語は、「文字言語の翻訳ではなくて、事実と観念の直接のまたオリジナルな表現である」（ピエール・オレロン＝住宏平訳『聾啞の生活』（文庫クセジュ、白水社・一九五五年）六八頁）ことを基本性格とするものであって、手話に音声語の文法を厳密に適用することはできない。したがって、裁判所における手話通訳者は、発言者の音声語を、一語一語、その順序どおりに手話に変えているわけではない。とはいえ、今日の手話は、既述のとおり、音声語と互換関係をもつものであって、当事者が表現しているものをその内容において正確に翻訳することができる。そうである以上、その意味でもなお主観性を免れていないとするのであれば、それは、およそ通訳というものすべて～障害者にかかわる通訳だけでなく外国語通訳を含めて～に通有の限界であるといわなければならぬ。現行法制も、そのことを認めつつ、あらゆる人の裁判への権利が保障されるためには通訳が不可欠かつ有用であることとの比較衡量をとおして、通訳制度を採用しているのである。

以上に、通訳のテーマについて、聴覚障害者にかかわる手話通訳を素材にして小考を試みたが、そこから、障害者の通訳一般に妥当すると思われるものとして、次の三点を導くことができるのではなかろうか。

第一。障害者の裁判において必要とされる通訳のあり方は、障害の種類・程度・態様によって異なるものであり、それを定める法制度や裁判所の措置は、何より当該障害者の実態に即したものでなければならないこと。

第二。障害者の裁判を受ける権利が保障されたというには、そのコミュニケーション行為が生きたものとして確保されることが必要であって、それに適した種類の通訳が認められなければならないこと。

第三。通訳は、一般に主観性を免れえないが、伝達内容の正確さは確保されうるものであって、いずれにせよ障害者の裁判を受ける権利実現にとって通訳のもつ不可欠性・有益性とバランスをとることをとおして、積極的に評価されるべきであること。

これらの点をふまえ、節を改めて、知的障害者の場合を検討しておきたい。

（二）知的障害者の裁判における通訳の特性

障害者の中でも、知的障害者（従前は「精神薄弱」の語が用いられてきた）、すなわち「主として知的精神機能の発達が持続的に障害を受け、また適応行動の面でも障害をきたした状態にあり、処遇上特別の配慮を必要とするもの」（前掲『特殊教育事典』二九二頁〔伊藤隆二執筆〕）の裁判については、意思の伝達・受容の不完全さを補うための言語的介助・援護の必要性がとりわけて強い。つまり、それにかかわる通訳は、知的障害をもつ人の、健常者には一見しては理解できない不十分な表現を、その真意を把握して他者に伝え、また他者の発した情報を、当人に受容可能な形に直して届ける営為なのである（なお、知的障害者には、知的能力の障害のみをもつ人と、他の身体上の障害を併せもつ、いわゆる重複障害の人とがあり、通訳の問題もより細分化して論じられるべきであろうが、ここでは、知的障害という点に絞って述べるにとどめる）。

しかし、この知的障害者の裁判における言語介助の課題に、現行法制度は全く取り組んでいないように思われる。前節でみた民訴法・刑訴法の規定も、外国人および聴覚障害者にかんするものであって、少なくとも明文上は、知的障害者に対する配慮はみられない。その趣旨は、知的障害者は「日本語・国語に通じない」人でなく、また「耳が聞えない」「口がきけない」人でもないのだから、本人自身の供述・証言それ自体について信用性等の判断をすればよい、とするところにあるのであろうか、それとも、右両訴法の規定を知的障害者にも類推して適用すべしとする趣旨なのであろうか。憲法によってすべての人に保障される「裁判を受ける権利」を知的障害者にかんして実現するには言語介助が不可欠であることからすれば、後者と解するのが妥当であろう。これについては、次の、ある恐喝被告事件の控訴審判決が示した判断が参考になるものと思われる。

すなわち、被告人は、判決宣告期日指定後に発症した脳内出血の後遺症により右不全片麻痺、失語症、知能低下等の症状に陥ったものであるが、第一審裁判所が、形式的に意見陳述を求めただけで結審し、ただちに判決書を朗読して有罪判決を宣告したため、これに対して、被告人には訴訟能力について重大な疑問があり、少なくとも有罪判決を宣告するためにはいんあ者と同様に専門家の協力のもとに主文および理由の要旨を告知する必要があったにもかかわらずそれをしなかった法令違反がある、として控訴した事案である。これにつき、控訴審裁判所（名古屋高裁平成九年二月一〇日判決）は、原判決を破棄し原審に差し戻したのであるが、その理由中で、次の判断を示した。～「被告人は控訴及び控訴趣意書作成の前提となる原判決の理解については、法廷で判決書を朗読されてもその場で判決の大意さえ理解することは著しく困難であるが、精神医学と神経心理学の領域で適切な知識と経験のある専門家の協力の下に主文及び理由の要旨を理解させる措置を取れば、ある程度理解できる能力があったのであるから、……〔第

一審裁判所が〕被告人に対し有罪判決を宣告し、上訴権の告知をすることができなかったとまではいえない。しかしながら、その場合には、被告人は右の能力に照らし刑訴法一七六条の『耳の聞えないもの又は口のきけない者』に該当するというべきであるから、その能力に応じて精神医学と神経心理学の領域で適切な知識と経験のある専門家を通訳人として選任し、その専門家の協力を得て、判決宣告、上訴権の告知を含む訴訟手続を進めるべきである。」

こうした事案において刑訴法一七六条を適用して専門家の言語的介助を要請すべしとした右の判断は、妥当なものと思われる。もっとも、本件は、表現が他者に十分に伝達できないこと、つまり、供述内容がそれ自体では不完全・不明確であるため、その信用性が問題になっているケースである。が、そうした場合にも、同様に、まず、医学者・心理学者・教育学者等専門家の援助により、表現の正確な内容の把握につとめることが求められ、また同時に、平素から親密に接触し、意思感情の疎通している近親者、とくに両親、また本来なら学校教師にも、本人の表情・仕種等をも勘案しつつ、その言わんとするところを理解して他者に伝える通訳活動が期待されるのである（なお、本件では、被上告人補助参加人等、本来なら子どもの最善の通訳者となるべき学校教師に対して、上告人は心を凍らせ、口を閉ざしている。ここには、教育の敗北の姿があり、学校側は、そのことにこそ気付くべきであったと思われる）。

それにもかかわらず、原審判決は、専門家による鑑定・近親者の言語介助の意義を、むしろ否定的に評価している。原審判決の関連箇所は、本意見書「はしがき」に掲げておいたとおりのものであるが、要点を摘示するなら、ひとつに、専門家の意見については、原審は、「〔各証言・意見書等は〕いずれも、障害児に日常接している専門家の立場から被控訴人供述の信用性に言及したものであるが、いずれも、被控訴人供述が客観的状況に符合しているかとの観点からの検討はされていないものであり、また、裁判上の証拠評価の場面における信用性の意義を踏まえてのものとも解せられない」として、それらを供述の信用性肯定の根拠とすることを拒否している。もとより、私は、児童精神医学ないし精神神経医学上の何らの識見も保有しない者として、それら鑑定について、内容上妥当なものであるか否かを判断する能力がなく、したがってそれが採用されるべきであるなどと主張する者では決してない。そうではなく、私は、法律家たる裁判官は、法律学者の鑑定意見についてはこれに専門家としての評価を加えることができようが、他の分野からのものについてはその能力をもたないのであるから、対抗的鑑定が出されている場合は別にして、それが非専門家の眼からみても明白に不合理な内容を含むものでない以上、それを尊重することが求められる、と考えるのである。原審判決からは、こうした謙抑的見地を窺うことができないことはおろか、知的障害者の発言の真意探求のためにそれら専門家の意見を活用しようとする姿勢さ

え見出せない。

もうひとつは、近親者、とくに母親の言語介助についてであるが、原審は、「3・3供述と比較すると、時期の遅い4・3供述の方が、花子の援助を受けずに答えられる場面が増えており、……学習をした結果ではないかとの疑問が残る上、……被控訴人が答えに詰まると側に居る花子の援助を求める傾向は顕著であることからすると、4・3供述も花子の影響下でなされたものであることは明らかである、等述べて、これも、本人の供述の信用性を支えうるものではない、とした。そこには、母親による通訳についての著しく警戒的な姿勢がある。このような原審裁判所の姿勢を支えるものは、「裁判の場における供述は、それがいったん採用されると他人の権利（人権）が損なわれる結果に結びつくものであるから、他の生活場面における信用性の程度とは異なり、その信用性は法廷における反対尋問を通じてあらゆる角度から吟味される必要がある」との論理である。これは、裁判所が供述の信用性を評価する際にとるべき態度として、一般論としては、まさに正論である。しかし思うに、本件のような裁判では、実質的に対等な両当事者が対峙しているのではなく、実態上公権力主体である相手方と比べて上告人は覆うべくもなく弱い立場に置かれていることへの配慮が不可欠なのではなかろうか。この裁判の場で聞こえてくるのは弱者の悲痛な叫びであって、原審裁判所には、その声に耳を澄ます姿勢が求められたはずである。それを顧みることなく、実質的に対等な当事者間の裁判にこそ妥当する論理を、本件事案で直截に持ち出すとき、それはたちまちにして形式論に墮してしまうのである。

結局、原審判決は、遺憾ながら、知的障害者の裁判請求権を実質的に保障するための条件、とくにここでは各人の実態に即した言語介助が必要であることについて、望まれる理解を持ち合わせていなかったものと評価せざるをえない。

むすびにかえて～原判決は破棄を免れない

以上、本意見書は、本件の攻撃防御の争点を形作っている上告人供述の信用性にかんして、その認否判定の基底にある論点として、「裁判を受ける権利」が障害者を含むすべての人に実質的かつ平等に確保されるべきことが憲法および国際人権諸法規上の要請であること、ならびに、同権利が障害者に実効的に享受されるには言語表現を援助するための通訳の役割がきわめて大きく、かつそれは障害の個々の性格に即して保障されなければならないことを明らかにしようとした。もとより、本意見書は、本件における上告人の具体的な供述内容についての信頼性の存否・程度それ自体を鑑定しようとしたものではない。そうではなく、その判断の基盤をなしているに相違ない憲法論・通訳論を取り上げたものにすぎないが、その限りでも、原審の判断には、憲法上裁判所に求められる事案裁定にあた

っての理解と配慮が欠如しているとの思いを禁ずることができない。

すなわち、本文で述べたとおり、原審裁判所がした上告人供述の信頼性を否定する判断は、憲法三二条および一四条ならびに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等国際人権諸法規の要請するところの、知的障害者の裁判への権利の平等な確保について必要な考慮をせず、また、右の確保に不可欠な通訳など言語上の援助の意義について不当に消極的な評価を下した上でなされたものであった。その点において、すでに、原判決は、正当性を欠くものとして破棄を免れないものと断ぜざるをえないのである。

障害者は、法と裁判の世界に限っても、今なお偏見につつまれ、不当に遇されている。障害者にも憲法上当然に保障されているはずの裁判請求権にかんしても、事態は共通しており、法制度が今日でも不備であるにとどまらず、裁判所によっては、原審のごとくに、より人権毀損的に法適用をするものさえみられるのである。本件は、本来、教育の場において障害児に対してなされた体罰を問い質す裁判であり、上告人の追求目的は、障害児各人のもつ能力の可及的発達と人格の発展を保障する場であるはずの障害児学校においてなされた体罰から、人間としての尊厳性を回復したいとするところにあった。そして、はからずも、原審のごとき、障害者の「裁判を受ける権利」に無理解な判決に遭遇したことによって、障害者の裁判にかんする現行法制と裁判所によるその運用の問題性が大きくクローズ・アップされることになり、本件訴訟は、その是正をも課題とするものとなっている。

それゆえ、御庁が、上告人の「裁判を受ける権利」にかんする主張を聴き容れ、そしてそれをとおして上告人の、人たるものの有する尊厳を確保する判断を示されるなら、それは、上告人のような独力では自らの主張をすることさえ困難な人々をも含む、障害者全体の権利保障と地位向上のための巨大な支えとなることはもちろん、日本国憲法秩序それ自体をより豊かなものとして確立することにも資することになる。必ずや、そのような判決がなされるものと信じ、本意見書を了える。